

2011 年 11 月 10 日

北海道農政部食の安全推進局
食品政策課食品安全グループ 御中

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」及び「遺
伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」に関する意見

一般財団法人バイオインダストリー協会
会長 大石 道夫



住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-26-9
TEL: 03-5541-2731 FAX: 03-5541-2737
(連絡先: 清水 栄厚)

(要旨)

現在の「北海道遺伝子組換え作物(以下、GM 作物と略記)の栽培等による交雑等
の防止に関する防止条例」(以下、GM 条例と略記)で規定されている許可制等は実
質的な禁止処置であり、以下の早急な規制の改訂・緩和や廃止を要望します。

- ① 開放系一般栽培の場合、許可制を届け出制に改定する、又は廃止する。
- ② 交雑防止のために隔離すべき距離は GM 条例・知事告示の安全率2を廃止
して、農林水産省が独立行政法人の試験栽培のために、第一種使用規程と
して定めた隔離距離とする。

北海道は日本における重要な農業、食糧の生産・供給基地であり、日本が世界
に誇る高い植物バイオ技術(遺伝子組換え技術(GM)等)の活用で、北海道の農
業、産業の振興を図り、日本・世界に貢献して頂きたいと考えます。以下、理由を述
べます。

1. 現行の「GM 条例」の、開放系一般栽培の場合、許可制を届け出制に改訂す
る、又は廃止する。

(理由説明)

- ① 遺伝子組換え技術に代表されるバイオテクノロジーは、次世代の食糧・エネルギ
ー・環境問題等を解決する重要技術として、農業振興や新産業創出において飛
躍的な発展と貢献が期待されています。国は農林水産技術会議にて「農林水産
研究基本計画」(平成22年3月)を策定し農林水産関係の研究を推進していま
す。その中で、ゲノム解析技術を利用して生物のもつ多様な機能を最大限に発
揮させることによって、新たな生物産業を創出していくことが重点目標として掲げ
られています。

さらに本年8月に「第4期科学技術基本計画」が閣議決定され、食料の安定的確保のための研究開発を遺伝子組換え生物(GMO)等の先端技術を活用することにより推進することが決定されています。

- ②北海道の「平成23年度農政推進方針と施策の概要」に掲げられた施策では、農業の持続的発展のために先進技術を活用した省力化・低コスト化に向けた取り組みを推進することになっています。とくに、GM作物は地域特性を生かした高付加価値で競争力の高い品種開発や病虫害・気象災害に強く良質な農産物を低コストで安定的に生産する技術開発を進めるためには有効な作物であるといえます。日本における重要な農業、食糧の生産・供給基地である北海道で GM 作物に対しての過大なる規制をかけることは、今後日本の農業政策にとっては望ましいものではないと考えます。
- ③いまや世界人口は70億人に到達しました。2050 年には 90億人を超えると予想されています。これだけの人口を養っていくには食料・穀物の生産倍増が必要とされます。人口増加は特にアジアに集中すると見込まれており、同時に飢餓・貧困の問題が顕在化すると考えられています。世界人口の増加に対して日本が食糧生産で貢献するためには日本における農作物が世界市場に対抗できるだけのコスト競争力と商品価値の向上が必要となります。すなわち、主要作物の生産性向上と生産コストの低下が必須であり、それを実現するためには GM 作物は有力な手段であると考えます。
- ④日本のエネルギー政策において、再生可能エネルギーとしてのバイオマスエネルギーの役割が今後ますます重要となると予想されます。バイオマスからのエネルギー転換を効率よく行う革新的技術が必要となっています。そのためのエネルギー転換効率の良い作物を育成する上で遺伝子組換え技術が今後ますます重要になると考えます。
- ⑤GM 作物の環境影響評価(生物多様性影響評価)については、北海道でも十分認識されておられるように、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、カルタヘナ法と略記)等の下で、国として安全性を評価・承認する制度が十分に機能し、その安全性が確保されています。また、日本における遺伝子組換え食品の安全性評価基準は、コーデックス委員会で制定された国際基準である安全性評価ガイドラインに沿ったものとなっています。
- ⑥現在の開放系における試験栽培や商業栽培を行う場合に、申請者(GM作物の栽培者・生産者)は周辺の生産栽培者等に説明会の実施を義務付けられています。説明会は仮に実施するにしても申請者・行政側責任者等が周辺生産者等に説明するに改めるべきです。官民一体となった取り組みは本条例第一条の目的である「道民の健康保護及び本道の産業振興に寄与すること」にもなります。
- ⑦北海道の大規模経営をする農家の中には遺伝子組換え作物を視野に入れて、将来について検討している人たちがいます。そのような農家にとっては「GM条例」は足枷となっているのが現状です。有機栽培、慣行農業をする農家と彼らが共存できることが重要と考えます。そのような大規模農家にも栽培の権利があるはずで、欧

州のように共存のための指針や共存法を整備する必要があると考えます。

- ⑧北海道でGM作物の栽培がないということは、この条例が、北海道における遺伝子組換え技術の研究開発のブレーキとなっているためと考えられます。策定時に栽培禁止ではなく、栽培できるための環境整備だといわれたとおりになっていないため、栽培できる環境にする必要があると考えます。
- ⑨以上述べましたように、現行の「GM 条例」で定める開放系一般栽培の場合、許可制(第4条～16条)は実質的に厳しく制限する内容になっており、GM 作物を栽培しようとする農家の栽培の権利を奪う過剰な規制となっていると考えます。速やかに許可制を届出制に改訂、または廃止することを要望します。

2. GM 作物の隔離距離による交雑防止処置(GM 条例第7条、知事告示670号)の隔離距離の安全率2を直に廃止すべきです。

(理由説明)

- ①現時点で、カルタヘナ法に基づき、生物多様性影響が生じる恐れがないものとして環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程(環境への飛散防止措置を行わない開放系での利用)を承認した作物は10作物、164品種になります(農林水産省、平成23 年9月2日)。これらの承認された作物については今後、順次、栽培が進められてしかるべきと考えます。
- ②また、世界的にみると、2010年に GM 作物の栽培面積は前年比 10%増の約 1 億 4,800 万ヘクタール、1,540 万人農家、29カ国に拡大してきており、世界の食糧危機や貧困の解決に極めて重要なポジションにあると報告されています。栽培面積は商業栽培が始まった 1996年当時の87倍になり、2015年までに栽培国は40カ国、栽培面積は2億ヘクタールに増加すると予想されています。最近ではバイオ燃料用作物なども増加しています(ISAAA:国際アグリバイオ事業団 2010年)。また、遺伝子組換え作物は生産性の向上、化学肥料・農薬の削減が可能となり、結果として環境負荷の低減に寄与していると報告されています(同 ISAAA)。2009 年5月には、米豪加の小麦関連9団体による GM 小麦商業化に関する声明が発表され、商業栽培を、同時に開始することが声明されました。2010 年には、EU(ヨーロッパ連合)で新たに商業栽培が承認され、遺伝子組み換えじゃがいもが作付けされました。
- さらに、2012 年の高オレイン酸大豆(Pioneer Hi-Bred 社)を皮切りに、数年の内に類似形質の脂肪酸組成改変大豆の商業栽培開始が見込まれています。
- 以上のような世界の状況は、遺伝子組換え作物栽培が生産者にとって、十分栽培するメリットがあるということを示しています。

- ③したがって、GM 作物の栽培に関して、国の規制・制度を超えて過度に規制するべきではないと考えます。過剰に規制することは、安全で環境にもやさしい高機能な作物の栽培を制限すると共に、将来が期待される植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体の国際的な遅れをもたらすことが危惧されます。

- ④因みに、商業栽培できる GM 作物は、国による上記の安全性承認が得られたものであり、基本的に自由に栽培できます。

以上の理由からも、「GM 条例」の規制を早急に改定・緩和、廃止して、実質的に GM 作物の実用化を促進して、北海道の農業・産業の振興、ひいては日本の発展と世界に貢献して頂きたいと切に要望します。

3. 北海道におかれては、道民の GM 作物に対する「不安」等を解消するために積極的に正確な理解を得られるよう努力をして頂きたいと考えます。

(説明)

- ①国が安全性や環境への影響について問題がないと認めた GM 作物の栽培を過度に規制することは、地域に適した農業技術・研究開発を阻害し、将来の日本の農業・食品産業の発展、環境問題への対応の大きな足枷になると共に、いたずらに「不安」「混乱」を増幅させることになり、GM 作物に対する一般市民の正しい理解を妨げるものと強く危惧します。

- ②我が国は既に GM 作物輸入大国となっています。北海道においても、輸入ダイズやトウモロコシを飼料用、食品加工用として使用していますが、北海道を含め日本の食用油用、乳牛・肉牛・豚・鶏等の食餌等は GM 作物の恩恵を受けています。北海道における酪農等で使用される飼料の5割はとうもろこしであり、そのとうもろこしの9割以上を米国からの輸入に頼っています。米国におけるとうもろこしの86%が遺伝子組換え体であり(2009年)、GM 作物を抜きにしてはわが国の食糧を考えることはできません。

こうした現実を無視し、過剰な規制をし「不安」を煽ることになれば、北海道の栽培作物だけでなく、多くの家畜、加工食品においても「不安」と「混乱」を招くものと危惧します。

- ③カルタヘナ法で定められた第一種使用規程に加えて、北海道が条例を制定することはダブルスタンダードになるのではないのでしょうか。ダブルスタンダードは、国の政策があたかも不備であるような印象を道民に与え、国に対する不信を招くことになると思います。

- ④このような「不安」「混乱」の問題を増幅することなく、真に環境と調和する安全で持続的な農業を推進するために行政として積極的に行うべきことは、過剰な規制をすることではなく、道民への正確でわかりやすい情報提供、幅広い層への教育、リスクコミュニケーション等を適宜適切に行い、一般消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう積極的に努力をすることであると考えます。

以上